


名 称	能美市乗用除雪機械購入及び維持管理費補助金交付要綱（抜粋）										
目 的	町会又は町内会が乗用除雪機械（以下「機械」という。）の購入及びその維持管理費にかかる経費の一部を補助金として交付することに関し、必要な事項を定める。										
<p>（交付基準）</p> <p>1. 補助は、機械を購入及び当事業により購入した機械の維持管理をする町会又は町内会に対して、毎年度、予算の範囲内において行なう。</p> <p>2. 機械を購入及びその維持管理をする町会又は町内会は、補助申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3. 補助対象となる機械は、専ら町会又は町内会の除雪又は排雪に使用する機械及びその維持管理に要する経費であること。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助率（％）</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用除雪機械購入</td> <td>50</td> <td>（1台当りの補助の限度額は300万円とする。）</td> </tr> <tr> <td>当事業により購入した機械に要する維持管理費</td> <td>50</td> <td>（1シーズン当りの補助の限度額は10万円とする。但し、燃料費、消耗品等は除く。）</td> </tr> </tbody> </table>			事業区分	補助率（％）	備 考	乗用除雪機械購入	50	（1台当りの補助の限度額は300万円とする。）	当事業により購入した機械に要する維持管理費	50	（1シーズン当りの補助の限度額は10万円とする。但し、燃料費、消耗品等は除く。）
事業区分	補助率（％）	備 考									
乗用除雪機械購入	50	（1台当りの補助の限度額は300万円とする。）									
当事業により購入した機械に要する維持管理費	50	（1シーズン当りの補助の限度額は10万円とする。但し、燃料費、消耗品等は除く。）									
<p>（事務担当）</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、土木部土木課（TEL：58-2250、場所：寺井分室2階）で担当する。</p>											
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい											
<p>【URL】</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=744</p>	<p>【QRコード】</p> 										

※平成30年10月1日から施行